

老齡加算・母子加算の廃止を撤回し、 生存権を保障できる生活保護基準の実現を求める決議

一、厚生労働省は、生活保護の基準を定める厚生労働大臣告示を改悪し、まず、70歳以上の生活保護受給者の生活扶助基準費に加算して支給されていた老齡加算額（東京など一級地－1において月額1万7932円）を2004年から毎年4月1日ごと逐次削減し、2006年4月をもって廃止すると生活保護基準切り下げを実行した。さらに同省は、15歳以上の子を持つひとり親等世帯について支給されていた母子加算（一級地－1で月2万3260円）についても、2005年4月から毎年4月1日ごと段階的に削減し、2007年4月からは母子加算も廃止された。

二、2003年6月、財政審は、「社会保障関係費は年々増加し、一般歳出の約4割を占めるに至っており、その抑制を図ることは、我が国財政上、最大の構造問題…制度改革による公的給付の抑制により削減を図ることが必要である」とし、さらに生活保護について、「生活扶助基準・加算の引下げ・廃止、各種扶助の在り方の見直し、扶助の実施についての定期的な見直し・期限の設定など制度・運営の両面にわたり多角的かつ抜本的な検討が必要」「特に、原則70歳以上の高齢者に上乗せされる老齡加算は、…高齢者の消費は加齢に伴い減少する傾向にあること等からみて、廃止に向けた検討が必要」との建議を行った。

そして、これを受けて、小泉内閣は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（骨太の方針2003）」を閣議決定し、「年々増加する社会保障関係の伸びの抑制が財政上の最大の問題」「予算編成過程において、社会保障関係の自然増を放置することなく、…年金をはじめ医療・介護・その他の分野の制度改革等や近年の物価・賃金動向等を踏まえた給付・コストの見直しにより、その抑制を図る」とし、「生活保護においても、…老齡加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である」との方針を示した。

このように、老齡加算・母子加算など生活保護の加算制度の削減・廃止は、財政問題の「解決」を社会保障費の抑制によって図り、その為の負担を生活に困窮する高齢者・母子世帯に押しつけることを意図したものである。

三、社会福祉事務所から生活保護費減額処分を受けた生活保護受給者の中から、多くの人たちが、老齡加算・母子加算の廃止による生活保護費の減額処分は、受給者の生存権を侵害し憲法25条などに違反するとして、全国1600名に及ぶ集団的審査請求を行ない、さらにその中から原告として減額処分取消等の行政訴訟—生存権裁判—に立ち上がった。現在、全国9都道府県（北海道、青森、秋田、東京、新潟、京都、兵庫、広島、福岡—なお北海道は母子加算のみ9名）10地裁で裁判が闘われている。原告は老齡加算原告103名、母子加算原告12名である（2008年5月16現在）。

四、ところで、政府は、「骨太方針2006」に生活保護費削減の残る柱である扶助基準本体の引き下げと級地の低位「見直し」を盛り込み、これを2008年度から実施するとしていたが、厚生労働省は、2007年12月20日、08年度からの実施を見送ると発表とした。同省は、“削減の結論ありき”の検討会開催を急ぎ、08年度実施に固執していたが、世論の大きな反対を受け、与党内からも「弱者切り捨てと言われかねない」との意見が相次ぎ、先送りを決めざるを得なかったものである。しかし、同省は、同時に、09年度予算編成で対応するとも発表しており、生活保護費のさらなる引き下げの画策を放棄してはいない。貧困と格差の拡大が、低収入の国民の生活を危機的な状況に陥れている今日、ナショナルミニマムとしての生活保護の水準を維持し確保し改善することは、国民的な課題である。

五、生存権裁判は、東京地裁（老齡加算12名）で本年3月24日に結審し、6月26日に判決となる。また、続いて、広島地裁（老齡加算27名、母子加算2名）が4月15日結審し、本年9月頃の判決が予想される。

生存権裁判の第1番目の判決となる東京訴訟において、広島地裁その他の老齡加算係争の裁判と共通であるが、最も中心的な争点は、老齡加算を廃止した国の根拠の当否・違法性である。

被告国は、老齡加算廃止の根拠として、1999年の全国消費実態調査に基づき70歳以上の単身世帯につき特別集計したところ、60歳から69歳の単身世帯と比較して70歳以上の単身世帯の消費支出額は低く、従って70歳以上の単身世帯に69歳までのその消費需要を超える需要があるとは認められないし、また、70歳以上の単身世帯のこの統計上の消費支出額は同じ年齢の生活保護受給者に支給されている生活扶助基準額を超えるものではなく、つまり現行の生活保護基準額を超えて（これに加算して）老齡加算額をさらに支給することは最低限度の生活需要を保障するに留まる生活保護費としては必要がない、と主張している。

これに対し、生存権裁判原告・弁護団は、第1に、生活保護法56条が既に受けている保護は正当な理由がなければ受給者に不利益に変更することはできないとしていることを指摘し、このことは厚生労働大臣が保護基準を切り下げる場合にも適用ないし準用される。老齡加算制度は、長きにわたり高齢の生活保護受給者の食費や社会的交際費に関する特有な需要に対するものとして確立保障されてきたものであって、その削減・廃止には正当な理由はない、と主張している。また、第2に、こうした特有な需要に充てる老齡加算額を短期間に削減・廃止したことは、それにより高齢の保護受給者の生活を圧迫し、その生存権を侵害したものであって、憲法25条とこれを条文化した生活保護法の基本原則に反し違法であると主張している。さらに、高齢の生活保護受給者に関する基礎的生活需要に対応する生活扶助基準額の水準自体が実態調査によれば余りにも低すぎるものであること、日本の生活保護制度は多くの低所得者層をカバーしえないこと（捕捉率が低すぎる）、そのため保護を必要とする低所得者でありながら生活保護を適用されることなく貧困のまま放置されている膨大な生活者が存在すること、などを指摘している。

この訴訟において基本的争点となっている上記の点は、生活保護制度の根幹を問うきわめて重要な問題であると言わなければならない。

生存権裁判に対する世論の関心と期待は、2007年5月16日に、「生存権裁判を支援する全国連絡会」（小川政亮会長・日本社会事業大学教授）が結成され、署名・集会等を通して、裁判勝利のための諸運動が取り組まれていることに現わされている。

六、以上に鑑み、自由法曹団は、本5月集会の名をもって、下記の決議をなすものである。

記

国は、訴訟審理の過程に明らかとなった老齡加算・母子加算廃止による保護費減額の根拠薄弱（実証がない）を認め、廃止された基準を原状に復する行政措置を取り、保護費本体の切り下げ検討を中止して、生活保護の捕捉率の実態及び現状の保護基準が格差と貧困の拡大の下での憲法25条の基準を満たしているのかを科学的・実証的に検討する機関を設ける等の行政措置を講じて、生活保護制度の改善を図ることにただちに着手すること。

2008年5月26日

自由法曹団2008年5月研究討論集会